第七十三条ノ二第一項	社会保険庁長官ハ住民基本台帳法第三十条の七第三項ノ規定ニ依ル障害年金受給者ニ係ル本人確認情報ノ提供ヲ受ケザリシ場合ニハ当該	協会ハ障害年金
第七十五条第二項	証明書（社会保険庁長官ガ住民基本台帳法第三十条の七第三項ノ規定ニ依リ届出者ニ係ル本人確認情報（同法第三十条の五第一項ニ規定スル本人確認情報ヲ謂ウ）ノ提供ヲ受クルコトヲ得ザルトキニ限ル）	証明書
第八十二条ノ三ノ二第一項	社会保険庁長官ハ住民基本台帳法第三十条の七第三項ノ規定ニ依ル遺族年金受給者ニ係ル本人確認情報ノ提供ヲ受ケザリシ場合ニハ当該	協会ハ遺族年金

別表を次のように改める。

別表第一（第百十四条関係）

障害等級	障害の状態
一級	一　両眼が失明したもの 二　そしゃく及び言語の機能を廃したもの 三　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する 五　両上肢をひじ関節以上で失ったもの 六　両上肢の用を廃したもの 七　両下肢をひざ関節以上で失ったもの 八　両下肢の用を失ったもの
二級	一　一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になったもの 二　両眼の視力が〇・〇二以下になったもの 三　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 四　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 五　両上肢を手関節以上で失ったもの 六　両下肢を足関節以上で失ったもの
三級	一　一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になったもの 二　そしゃく又は言語の機能を廃したもの 三　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身職務に服することができないもの 四　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身職務に服することができないもの 五　両手の手指を全部失ったもの
四級	一　両眼の視力が〇・〇六以下になったもの 二　そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三　両耳の聴力を失ったもの 四　一上肢をひじ関節以上で失ったもの 五　一下肢をひざ関節以上で失ったもの 六　両手の手指の全部の用を廃したもの 七　両足をリスフラン関節以上で失ったもの
五級	一　一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になったもの 二　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な職務以外の職務に服することができないもの 三　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な職務以外の職務に服することができないもの 四　一上肢を手関節以上で失ったもの 五　一下肢を足関節以上で失ったもの 六　一上肢の用を全廃したもの 七　一下肢の用を全廃したもの 八　両足の手指の全部を失ったもの
六級	一　両目の視力が〇・一以下になったもの 二　そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三　両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 四　一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 五　せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 六　一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 七　一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 八　一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの
七級	一　一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になったもの 二　両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 三　一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 四　神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な職務以外の職務に服することができないもの 五　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、軽易な職務以外の職務に服することができないもの 六　一手の母指を含み三の手指又は母指以外の手指の用を廃したもの 七　一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの 八　一足をリフラン関節以上で失ったもの 九　一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 一〇　一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 一一　両足の足指の全部の用を廃したもの 一二　女性の外貌に著しい醜状を残すもの 一三　両側のこう丸を失ったもの